



商事／競争／取引

増田・舟井は、リスクの最小化と成功の可能性の最大化を実現するソリューションを策定しています。

増田・舟井法律事務所は、商事・競争・取引に関連する分野の法律問題はもとより、同分野におけるクライアントの事業目標の達成において、米国内外のほぼすべての業界・業種の企業をサポートしています。数十年に及ぶ実務経験をもとに、それらの案件に伴う複雑な問題を独自の視点から分析し、クライアントによる事業成功のチャンスを最大化しする一方で、リスク負担を最小限に抑えるための解決策を提供してします。

これまでに手掛けた競争・取引関連案件には、独占禁止法、不公正な取引慣行、輸出入コンプライアンス、米国内外の販売・流通契約、担保付販売契約、米国内およびクロスボーダー・ロジスティクス、ならびに米国食品医薬品局（FDA）へのコンプライアンスのほか、政府との契約、バイ・アメリカン政策への対応にまで及びます。また、競合他社の談合および不当・詐欺的・腐敗的取引慣行等、競争力のある今日の経済に影響を及ぼす様々な連邦法・州法および判決についてもクライアントをサポートしています。さらに、価格設定、営業秘密、知的財産、虚偽広告、従業員の引き抜き、および競業禁止義務違反に関する問題にも対応しています。

当部門の弁護士は、取引関連政策の基礎を成す法的・経済的側面の双方を熟知するとともに、ランハム法、連邦・州の詐欺防止法、営業秘密保護法、シャーマン法・クレイトン法・ロビンソン・パットマン法といった独占禁止関連法、トレードドレスおよび取引物誹毀法、ならびにバイ・アメリカン法およびバイ・アメリカン条項に関する深い知見を有しています。

当事務所は、国務省、司法省、商務省、連邦公正取引委員会（FTC）、米国食品医薬品局（FDA）等、競争・取引を監督・管理する州および連邦機関と効果的なやりとりをする術を心得ており、米国内外の物品、サービスおよびコミュニケーション分野でのデジタルおよび商事取引に伴って米国で発生する法的問題の解決を専門としています。当部門の弁護士が本分野において提供するアドバイスおよび代理業務のクオリティの高さは、米国内外の企業のための地方・全国レベルでの製造・流通・販売・サービスシステムにかかわる多数のプロジェクトを成功に導いた実績のみならず、当事務所に継続的に依頼をして下さる複数のクライアントの存在にも表れています。

また、訴訟に至った場合には、複雑な競争法関連の問題が絡む米国内およびクロスボーダー紛争の解決において、クライアントに徹底したアシストを提供しています。その際、当事務所のグローバル・ネットワークを活用し、経験豊富な世界各国の弁護士を関与させながら、米国内外での取引問題に対処すべく、包括的アドバイスの提供を実現させています。

Range of Services

販売／流通契約（米国外の案件も含む）

増田・舟井法律事務所は、クライアントが米国内外の顧客、サプライヤー、ディストリビューター、ディーラー、エージェント、および代理店と締結するあらゆる種類の契約・協定の検討・文書作成・交渉を行っています。当事務所は、本分野で広範かつ豊富なスキルを有しており、これまでに手掛けた案件は、秘密保持契約（NDA）の交渉・文書作成・実行、セールスステップと代理店、ディストリビューターシップとディーラーシップ、相手先ブランド生産（OEM）、付加価値再販業者（VAR）、ベンダー管理在庫・サプライヤー管理在庫（VMI/SMI）、eコマース契約等、多岐にわたります。また、フランチャイズ法、製造物責任リスクの回避、およびサプライチェーンの運営とコンプライアンスのほか、価格設定および調達にかかわる独占禁止法問題にも対応しています。

当事務所の弁護士は、コスト、結果、およびタイミングにおけるリスクとメリットを検討しながら、法律およびビジネス双方の観点から、クライアントのオプションを注意深く評価しています。フランチャイズにおける垂流通はもとより、技術移転を含むビジネス機会および直販プログラムについても、相談に応じています。また、クライアントの事業目標の達成を促進する契約や担保書類の作成・最終化も常時行っているほか、流通構造にかかわらず、米国内外の流通関連の登録・開示・申請・販売要件に対応するためのコンプライアンス・プログラムの策定・維持においてもクライアントをサポートしています。

当事務所のクライアントの多くは、カナダ、メキシコ、カリブ海等で複雑なクロスボーダー取引に従事していることから、各市場で変わり続ける契約・協定の適法性について適時アドバイスしています。クライアントに確実性と紛争回避手段を提供することに尽力する一方で、裁判、仲裁および調停による解決を必要あるいは不可避とする流通、販売およびマーケティング問題が生じることもあります。そうした場合も、米国における裁判、控訴、仲裁、および調停の各種手続きに関する豊富な経験を駆使して、訴訟上のあらゆるリスクとメリットはもちろん、可能な裁判外紛争解決手段を念入りに検討した上で、クライアントに最善のアドバイスを提供しています。

独占禁止法／不公正な取引慣行

独占禁止法および競争法に関する法規制への対応、ならびに優れた取引慣行の確立・実施が、企業の事業戦略に大きく影響を及ぼすことが多々あります。競合他社による違法行為を阻止しつつ、独占禁止法および不公正競争に基づく訴訟を適切に管理・回避することは、企業が目標として掲げる投資利益率（ROI）の実現において不可欠な要素となります。増田・舟井法律事務所は、独占禁止法および取引関連の複雑な法律・規制・問題はもとより、競合他社と事業提携する上での問題点、および独占禁止法と流通法との相互作用についても熟知しています。

当事務所の弁護士は、合併、買収およびジョイント・ベンチャー等における競合他社および流通業者との協定のほか、ハート・スコット・ロディノ法に基づく申請を含む、連邦公正取引委員会（FTC）および司法省（

DOJ) 宛での合併前通知についてもサポートしています。また、競合他社とのOEM協定、ならびに排他的取引および流通制限にかかわる条項等、製品を流通させる上での独占禁止法問題についてもアドバイスしています。さらに、最低広告価格 (MAP) に関するポリシー、ならびにディスカウントおよびインセンティブ・プログラム等、価格設定に関する問題・ポリシーにも対応しているほか、商品の「抱き合わせ販売」や取引拒否を含むその他の独占禁止問題でもクライアントを支援しています。

当事務所の弁護士は、実践的かつ実行可能なポリシー、手順およびプロトコル (手続き) の作成・実施において豊富な経験を有しています。各クライアントのニーズに合わせた予防的かつ効果的な独占禁止法コンプライアンス・ポリシーのほか、当該分野におけるトレーニング・プログラムの設計・構築も行っています。さらに、独占禁止法違反の請求・問題に対処するための重要かつデリケートな内部調査でも、クライアントに充実したサポートを提供しています。

訴訟に至った場合には、複数の管轄地にまたがる価格設定、価格差別および流通に関する請求を含む、独占禁止法上の様々な民事訴訟においてクライアントを代理しています。加えて、DOJやFTCが関与する政府調査についての助言はもとより、複数の管轄地がかかわる調査および紛争においては、「司令塔」として各国の弁護士との協力・連携をリードすることで、クライアントに全面的なサポートを提供しています。

米国内外におけるロジスティクス

ロジスティクス (物流) は、多くの企業にとって、米国および海外の双方でビジネスを展開する上で直面する最大の困難の一つと言えます。供給品、部品および完成品を国際的な規模で一つの地点から別の地点へと効率的に輸送することは、優れたオペレーション管理の証 (あかし) となることが多々あります。増田・舟井法律事務所は、米国内外のあらゆる種類・規模の企業に対し、輸送業務に関連する文書の作成、関税・輸入手続き、幅広い商品および目的地に関する輸出コンプライアンス等、米国内外のロジスティクスに関するアドバイスを提供しています。

当事務所は、輸送に関するリーガル・アドバイスをを行う単なる弁護士集団ではなく、極めて複雑な法律、規制、および手続き要件が適用される物流業界の一員としてクライアントをサポートしています。当部門の弁護士は、国内外の物流活動に必要な助言および相談に対応しており、サプライヤーおよび流通業者による荷物の効率的な輸送はもちろん、それら取引に伴う確実な支払いの実現をサポートしています。また、陸・海・空といった輸送手段にかかわらず、国際的サプライチェーンにおける重要商品、部品、および原料の調達・配送に関する戦略的アドバイスを提供しています。

当事務所の弁護士は、運送会社および仲介業者にとっても信頼できるアドバイザーであり、ライセンス、継続的な規制コンプライアンス、および輸送書類の作成について、運送会社・仲介業者にアドバイスを提供しています。これらには、文書の利用、商品の配送、および主要な輸送関連書類上の条件および条項のレビューが含まれます。また、運送会社、ブローカー、および倉庫業者との契約の交渉・文書作成も行うほか、空運・

海運・陸運で輸送中の貨物ならびに在庫または保管中の貨物にかかわる保険の補償範囲等、物流関連保険についてもアドバイスを提供しており、必要に応じて商事契約全般のアシストにも対応しています。

そのほか、信頼性に欠ける顧客および他方当事者を見抜くための予防措置の策定・実施、大手輸入業者の破産に関連する回収問題、貨物にかかわるリーエンの解決、輸送中または保管中の貨物の処分に関する買主・売主・受寄者からの相反する主張への対応においても万全のサポートを提供しています。さらに、ロジスティクス戦略に影響を及ぼす一連の連邦規則や担保要件に関しても助言を行うことで、ベストプラクティスの実施を支援するほか、連邦機関による監査・請求・調査におけるクライアントの代理、およびロジスティクスおよび輸送に関わる対顧客または企業間紛争の解決にもあたっています。

輸出入コンプライアンス

輸出入コンプライアンス上の複雑な問題に対処するには、法律およびビジネス面での賢明な戦略が不可欠です。増田・舟井法律事務所の弁護士は、輸入、輸出、関税、および輸出管理はもちろん、北米自由貿易協定（NAFTA）および自由貿易プログラムに関する問題・課題の解決に必要とされる豊富な知識と実務経験を有しています。

当事務所は、文書作成から適切な注意義務を含む、一連の輸出入手続きにおいて、クライアントを全面的にサポートしています。当事務所が培ってきた経験は、分類から、関税評価、原産地証明、輸出品目分類決定の申請、戻し税、関税の繰延、異議申立て、損害、罰則に対する救済申請、没収、差押え、申立て、記録管理要件まで、多岐にわたります。輸入業者自己評価申請（ISA）、継続的コンプライアンス、関税当局による監査・調査、禁輸措置、および輸入制限に際しては、クライアントの利益を最優先しながら対応策を考案・実行しています。また、反ダンピング・相殺関税を回避するための代替的調達方法およびサプライチェーン管理においても助言を行っています。

当事務所の弁護士は、数十年にわたる実務経験を通して、自由貿易協定（FTA）およびNAFTAに関連するビジネス上の留意点および法律上の影響を熟知しています。クライアントとの連携を密にしながら、FTAを活用して証明・マーキング（荷印）を行うことにおけるリスクを評価し、適切な対応と戦略を検討してします。また、各クライアントのニーズおよび事業活動に合致したコンプライアンスおよびトレーニング・プログラムについてアドバイスするほか、NAFTA原産地証明書内部レビューはもちろん、NAFTAによる検認、ペナルティに対する救済申請およびペナルティ回避手順などの各プロセスにおいて、関税当局に対するクライアントの権利の主張も行っています。

担保付販売

再販商品や高額かつ高性能の機械設備の売主は、多くの場合、商品に担保権を設定し、売主の保護のための必要手順を踏むことで、顧客はもとより、当該顧客の債権者に対しても、自らの立場をより強いものとするこ

が可能です。一方で、法的要件およびそれに対応する文書は、詳細かつ複雑な内容となることがあるため、安易に対応すると、結果的に売主にとって莫大な費用を生じさせる問題が発生する恐れがあります。こうした事態を回避するためには、高度に専門化した本分野で豊富な経験を有する有能な法律の専門家によるアシストが必要となります。

増田・舟井法律事務所は、数十年にわたり、流通および商事契約を擁護するための、米国統一商法典（UCC）第9条に基づく担保付取引の構築・実行を手掛けてきました。業界にかかわらず、簡潔な担保付販売から、より複雑で体系的な信用販売まで、様々な取引に対応しています。

担保契約を通して債務不履行のリスクを軽減することが可能な一方で、実際はビジネスに債務不履行はつきものというのが現実です。顧客が契約を履行しない場合、当事務所の弁護士は、担保目的物の任意あるいは強制的回収を含む解決オプションについて、迅速にクライアントにアドバイスします。さらに、担保目的物におけるクライアントの優先順位の確認、督促状の作成、訴訟の提起および防御のほか、顧客が支払不能に陥った際の破産手続きにおいてもクライアントを代理しています。

食料・飲料／FDAコンプライアンス

食品・飲料業界の企業にとって、米国食品医薬品局（FDA）およびその他の機関が定める規制へのコンプライアンスは、収益確保のための最重要事項です。食料安全保障の新時代が絶え間ない変化を生じさせている今、食品・飲料メーカーは、より厳密な監視の下に置かれているとともに、新たな課題・機会に直面していると言えます。その結果、これらの企業が短期および長期の両側面で成功を収めるには、各企業のニーズに合致した実践的かつ将来を見通したリーガル・アドバイスが必要とされています。

増田・舟井法律事務所は、FDAコンプライアンス、リコール、開示、および検査等におけるあらゆる局面で、米国内外の食品・飲料企業を代理しています。当事務所の弁護士は、クライアントが日常業務の中で直面する意思決定問題はもちろん、連邦食品・医薬品・化粧品法（FFDCA）、生鮮農産物法（PACA）、カリフォルニア州プロポジション65（安全飲料水及び有害物質施行法）等、複雑な法律の適用を熟知しています。

初期市場戦略から、商品開発、各種書類の提出、GRAS評価・通知、当局による検査およびそれらへの対応、ラベルに関するアドバイス、広告における「Health（健康）」および「All Natural（100%ナチュラル）」の表示に関する請求、製造プロセスおよび継続的な報告義務まで、あらゆる側面でクライアントをサポートしています。

当事務所は、関税が絡む輸出入問題でもクライアントを代理しており、米国への食品・飲料輸出における承認にかかわる文書作成、関税局およびFDAによる輸入物の検査における輸入業者へのアドバイスにも対応しています。

政府との契約／バイ・アメリカン政策

増田・舟井法律事務所は、バイ・アメリカン政策はもとより、連邦・州・自治体レベルの政府調達のあるあらゆる側面についてアドバイスを提供しています。米国連邦政府および州・自治体政府とビジネスを行う米国内外の企業を代理しており、交通機関、電車および鉄道車両から、機械類、ハイテク／ローテク部品まで、幅広い分野での経験を有しています。

政府およびトップレベルの政府系サプライヤーと取引を行う企業に対し、契約締結時から終了時まで一貫したサポートを提供しています。政府との契約および補助金に適用される連邦・州・自治体レベルの入札ルールについてアドバイスする一方で、連邦・州レベル、または複数の管轄地をまたぐ公開入札プロセスにおいては、クライアントの営業秘密の保護に細心の注意を払い、かかる保護が不十分または不可能と判断される場合には、連邦・州裁判所に働きかけることで保護を実現させるなど、積極的なサポートを提供しています。

米国政府が掲げる「バイ・アメリカン」は、米国で事業を行う外国企業クライアントにとって大きな課題になり得ることを理解した上で、バイ・アメリカン法（BAA）のみならず、連邦公正取引委員会が採用する「**Made in America**」を表示するラベルに関する厳格な基準についてもアドバイスを提供しています。重複することが少なくない連邦、州および自治体による各法律を綿密に分析することで、政府または政府から援助を受ける購入者に供給するためのクライアントの商品が、十分に「米国製」であることを確かめています。

数十年にわたり外資系企業、特に航空宇宙および防衛産業関連の受注に対応する日本の部品メーカーを代理してきた実績から、複雑な政府調達プロセスに参加するサプライヤーおよびその他企業のサポート方法を熟知するとともに、業界や製品ごとに異なる可能性のある各種ルール・規制に精通することで、米国政府とビジネスを行う際のクライアントの投資利益率（ROI）の最大化を促進しています。